

今治市生活道路整備事業補助金交付要綱

平成17年1月16日制定

今治市要綱第82号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市における生活道路の整備を促進し、市民の生活環境の向上を図るため、その整備に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「生活道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路以外の道で現に一般通行の用に供されているものをいう。

(事業の施行)

第3条 この要綱に定める事業は、関係者の申請に基づき、予算の範囲内で施行するものとする。

(事業施行の要件)

第4条 前条の事業を施行することができる生活道路は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 道路幅員（私有地と公有地が併行して一体的に利用されている場合は、合計幅員とする。）が整備後において1.0メートル以上であること。
- (2) 沿道の住宅等が5戸以上で宅地の所有者が2人以上であること。
- (3) 1件当たりの事業費が20万円以上の工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する生活道路については、補助金交付の対象としない。

- (1) 法令に違反して築造されているもの
- (2) 1年以内に水道管理設工事等の計画又は他の公共事業に併せて整備を行う予定のあるもの
- (3) 側溝の整備を行う場合、流末排水の処理に支障のあるもの
- (4) 特定の用途に供されているもの（工場内道路、借家内道路等）
- (5) 敷地内に法令に違反した建築物等があるもの
- (6) 破損箇所の補修のみを要するもの
- (7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定による開発行為により特定業者の築造に係るもの（舗装整備後10年以上経過し、老朽化が著しく路面が荒廃しているものを除く。）
- (8) 道路位置指定後10年以上経過していないもの

(整備の種類)

第5条 補助金交付の対象となる整備工事の種類は、次に掲げるものとし、市長が別に定める標

準構造と同程度以上のものでなければならない。ただし、当該生活道路の現地の状態により当該標準構造と同等程度以上の効用があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 舗装工事（新設又は補修工事）
 - (2) 側溝工事（新設又は改築工事）
 - (3) 道路擁壁工事（新設又は補強工事）
 - (4) 前3号に係る附帯工事（集水桝及び管きよ等）
- （補助金の額）

第6条 補助金の額は、市長が別に定める標準設計による工事に要する費用（以下「標準工事費」という。）の100分の50以内とする。ただし、当該整備工事費が標準工事費に満たないときは、当該工事費の100分の50以内とする。

- 2 前項の補助金の額は、100万円を超えないものとする。
- （事業の施行の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、当該整備工事に着手しようとする前に、あらかじめ生活道路整備事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（縮尺2,500分の1程度）
- (2) 公図の写し
- (3) 平面図
- (4) 道路横断面図
- (5) 構造図
- (6) 現況写真
- (7) 土地登記簿謄本
- (8) 権利者調書及び整備承諾書（別記様式第2号）
- (9) 工事見積書
- (10) 申請者及び関係者が本人であることを確認できる書類（法人の場合、担当者の所属を示す書類）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

- 2 前項の補助金交付の申請は、補助事業の参加者の同意に基づく代表者をもって行われなければならない。
- （補助の決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否について決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、生活道路整備事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により当該申請者にその旨を通知するものとする。

（工事の報告）

第9条 前条第2項の規定による補助金交付の決定通知を受けた申請者が当該整備工事に着手しようとするときは、工事の着手前に工事着手届（別記様式第4号）を、また、工事が完了したときは、完了実績報告書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による完了実績報告書を受領したときは、速やかに完了検査等を行い、当該整備工事が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の確定をしたときは、生活道路整備事業補助金額確定通知書（別記様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（維持管理）

第11条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて整備された生活道路は、補助事業の参加者が共同して当該生活道路の機能を損なわないように適正な維持管理を行わなければならない。

（補助金の返納等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返納を命ずることがある。

- （1） 補助金交付条件に違反したとき。
- （2） 工事の承認を受けた設計と著しく相違するとき。
- （3） 前2号に掲げる場合のほか、事業の施行について不正の行為があったとき。

（事業施行の制限）

第13条 この要綱により整備された生活道路については、事業完了後15年以上経過していない場合は、同一工種は施行しないものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年1月16日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の今治市、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町又は関前村が行う当該工事の施行について

は、なお合併前の例によるものとする。

附 則（令和3年3月31日今治市要綱）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

今治市生活道路整備事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者代表

今治市生活道路整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請いたします。

- 1 交付申請額 円
- 2 総事業費 円
- 3 工事名
- 4 事業内容

生活道路の所在地	今治市
工事の概要	幅員 m 延長 m 舗装面積 m ² 舗装工事・側溝工事・擁壁工事 その他（ ）
埋設物の状況	上水道管 有・無 下水道管 有・無 ガス管 有・無 その他（ ）
添付書類	位置図・公図の写し・平面図・道路横断面図・構造図・現況写真・土地登記簿謄本・権利者調書及び整備承諾書・工事見積書

担当者 職（担当） 電話番号	氏名
----------------------	----

権利者調書及び整備承諾書

年 月 日

（宛先）今治市長

関係者代表

住 所

氏 名

電話

地区総代（自治会長）

住 所

氏 名

電話

私達は、別紙区間の生活道路整備工事の施行について、関係者（土地所有者、道路所有者、居住者その他の関係者）全員連名の上、次のとおり承諾いたします。

- 1 整備を行う道路敷が私有地であっても整備工事が施行されることを承諾します。
- 2 工事完了後は、その生活道路敷に私有地の部分があっても、公道と同様に使用されることに同意します。
- 3 工事完了後は、その生活道路を関係者全員が共同して適正な維持管理を行います。
- 4 生活道路に係る諸問題が生じたときは、地元で責任を持って円満解決を図り、今治市には一切負担をかけません。

担当者

職（担当）

電話番号

氏名

生活道路整備事業補助金交付決定通知書

今治市長

年 月 日付けで申請のあった今治市生活道路整備事業補助金については、次のとおり決定したので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 申請者は、交付決定通知を受けた後において事業内容を変更するときは、あらかじめ市長の承認を得るものとする。なお、変更の内容によっては、市長が交付決定額を変更することがある。
- (2) 申請者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けるものとする。
- (3) 市長は、補助金の交付を受けた者が、次に掲げる事項に該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
 - ア この要綱の定めに違反したとき。
 - イ 虚偽の申請があったとき。
 - ウ その他不正な行為があったとき。
- (4) 補助事業の実施状況について、市長は必要に応じ、調査又は検査のためにその指定する職員を事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

工事着手届

年 月 日

（宛先）今治市長

住所

（申請者代表）氏名

電話番号

今治市生活道路整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり届出いたします。

生活道路の所在地	今治市
総事業費	円
補助金交付決定額	円
着工年月日	年 月 日
しゅん工予定年月日	年 月 日
工事請負人の住所・氏名	
添付書類	工事請負契約書の写し
交付決定通知番号	

担当者

職（担当）

電話番号

氏名

完了実績報告書

年 月 日

（宛先）今治市長

住所

（申請者代表）氏名

電話番号

今治市生活道路整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告いたします。

生活道路の所在地	今治市
事業実績	総事業費 円
	（内訳）補助金決定額 円 自己資金 円
	着工年月日 年 月 日
	しゅん工年月日 年 月 日
工事請負人の住所・氏名	
添付書類	しゅん工図面・工事写真
交付決定通知番号	

担当者

職（担当）

電話番号

氏名

別記様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

生活道路整備事業補助金額確定通知書

今治市長

年度今治市生活道路整備事業については、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

生活道路の所在地 今治市

交付決定通知番号

確 定 額 円